

新潟市報道資料

令和7年5月19日

報道各位

新潟市教育委員会
(担当 学校人事課)

令和6年度 体罰及び不適切な言動に係る実態把握について

新潟市における令和6年度の体罰及び不適切な言動に係る実態把握(結果)について、概要を別紙のとおりお知らせいたします。

なお、この件についてのお問合せは、本日 19:00 までにお願いいたします。

【問合せ先】

新潟市教育委員会学校人事課
課長補佐 相馬 直子
電話 025-226-3234 (直通)

令和 6 年度「体罰及び不適切な言動に係る実態把握（調査）」の結果

学校人事課

1 実態把握の結果

「体罰案件」と「不適切な言動案件」のうち、教育委員会が懲戒処分及び訓戒として対処した件数は以下のとおりであった。

	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校 中等教育学校	計
体罰案件	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
不適切な 言動案件	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)

＊（ ）内の数は、令和 5 年度調査における数。

＊体罰 1 件については懲戒処分、不適切な言動 1 件については訓戒として対処した。

＊調査票の回収率は約 72%

2 調査対象者

新潟市立小学校、中学校、特別支援学校、高等学校及び中等教育学校の児童生徒、保護者及び教職員

3 調査対象期間

令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

4 調査内容

「体罰」と「不適切な言動」の定義を以下のように定め、これらを「受けた」「見た」「行った」ことがあるかどうかについて調査を行った。

「体罰」とは

児童生徒に対して、殴る、蹴るなどの身体に対する侵害行為を行ったり、長時間の正座や直立姿勢を保持させたりするなどの肉体的な苦痛を伴う行為を強制すること。

「不適切な言動」とは

児童生徒に対して、人格を否定するような発言をしたり、暴言や怒鳴り声を浴びせて威圧したり、身体や容姿をからかったりするなどの精神的な苦痛を感じさせること。（「相談したにもかかわらず対応してもらえなかった」こともこれに該当する。）

5 事実関係の把握と該当性の判断

「体罰」と「不適切な言動」を「受けた」「見た」「行った」と記載された調査用紙について、教育委員会が管理職から聞き取り調査を行った。教育委員会が事実関係を把握した上で「体罰」と「不適切な言動」に該当するかどうかを判断した。

6 未然防止に向けた今後の取組について

各校園に、教職員の人権意識を高める指導の徹底を指示する。研修資料を活用し、「体罰」や「不適切な言動」が起きた背景や要因及び未然防止に向けた具体的な方策を教職員同士で検討する場をつくるよう各校園に働きかける。教職員が事案を自分事として捉え、自分や同僚が児童生徒に「体罰」や「不適切な言動」をしていないか、再認識できる研修を実施することで、「体罰」や「不適切な言動」を許さない、見逃さないという意識の高揚と職場風土の醸成を図る。